

請求の範囲

- [請求項1] 下肢の疾患を処置するための100～500 μ mの大きさを有する細胞培養物であって、該細胞培養物の外表面に細胞外マトリクスを有する、前記細胞培養物。
- [請求項2] 血管新生を促進するための、請求項1に記載の細胞培養物。
- [請求項3] 骨格筋芽細胞を含む、請求項1または2に記載の細胞培養物。
- [請求項4] 細胞培養物がシート状細胞培養物の破砕片である、請求項1～3のいずれか一項に記載の細胞培養物。
- [請求項5] 下肢の疾患が末梢動脈疾患である、請求項1～4のいずれか一項に記載の細胞培養物。
- [請求項6] 細胞外マトリクスを有する、シート状細胞培養物の破砕片。
- [請求項7] シート状細胞培養物の破砕片を作製するための方法であって、以下
：
基材上に細胞を播種するステップ、
播種した細胞をシート化するステップ、および
形成されたシート状細胞培養物を破砕するステップ、
を含む、前記方法。
- [請求項8] シート状細胞培養物の破砕が、シリンジを用いて4～6回懸濁することである、請求項7に記載の方法。
- [請求項9] 末梢動脈疾患を処置するための、骨格筋芽細胞を含む細胞培養物と細胞外マトリクスとを含む医薬組成物。
- [請求項10] 末梢動脈疾患を処置するための方法であって、骨格筋芽細胞を含み、細胞外マトリクスを有する、シート状細胞培養物の破砕片を投与することを含む、前記方法。
- [請求項11] 末梢動脈疾患を処置するための方法であって、骨格筋芽細胞を含む細胞培養物と細胞外マトリクスとを含む医薬組成物を投与することを含む、前記方法。
- [請求項12] 投与が、筋肉内への投与である、請求項10または11に記載の方

法。